様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2024年　9月　27日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）しずおかやいづしんようきんこ  一般事業主の氏名又は名称 しずおか焼津信用金庫  （ふりがな） たがた　かずゆき  （法人の場合）代表者の氏名 田形　和幸  住所　 〒420-0838  静岡県静岡市葵区相生町1番1号  法人番号　5080005000108  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取組みについて | | 公表日 | 2022年8月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | しずおか焼津信用金庫HPにて公表  https://www.shizuokayaizu-shinkin.co.jp  重要なお知らせ  しずおか焼津信用金庫の「DX推進への取組み」について  DX推進への取組みについて　P.2～10  https://cdn.shizuokayaizu-shinkin.co.jp/files/user/images/040830DX.pdf | | 記載内容抜粋 | 令和4～6年度 中期経営計画として、これまで培ってきたお客様に寄添う姿勢をさらに進化させつつ、職員のスキルアップを図り、揺るぎない経営基盤を築く3年間の計画を策定しています。  中期経営計画では、  「Great Challenge!」  圧倒的に頼られる地域伴走者への道  ～もっと寄り添い、もっとチャレンジ、そして逞しく～  をビジョンと定め、従来型の地域伴走体制にデジタルテクノロジーを取入れ、当金庫がお客様へ提供するサービスを外部環境の変化に適応させ続けることにより、持続可能なビジネスモデルへの転換・確立を果たし、お客様との共通価値向上を実現することで、圧倒的に頼られる地域伴走者を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2021年12月21日　しずおか焼津信用金庫理事会（取締役会に準ずる機関）に以下の議案を付議、上程通り決議。  ・中期経営計画（令和4～6年度）の策定について |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取組みについて | | 公表日 | 2022年8月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | しずおか焼津信用金庫HPにて公表  https://www.shizuokayaizu-shinkin.co.jp  重要なお知らせ  しずおか焼津信用金庫の「DX推進への取組み」について  DX推進への取組みについて　P.4～6、9～21  https://cdn.shizuokayaizu-shinkin.co.jp/files/user/images/040830DX.pdf | | 記載内容抜粋 | 令和4～6年度 中期経営計画ビジョン（3年ビジョン）を実現するため、3つの戦略を以下の通り定めています。  ＜3つの戦略＞  ◆ 戦略Ⅰ お客様へもっと寄り添う地域伴走体制の構築  ◆ 戦略Ⅱ お客様や地域のお役に立つ人材の育成  ◆ 戦略Ⅲ ゆるぎない経営基盤の確立  ＜各戦略の主項目と検討施策（抜粋）＞  ➤営業戦略の深化  【非対面取引等の環境整備による顧客サービスの向上】  　具体的な内容として、遠隔申込相談システムやスマートフォンアプリ等の非対面取引等の環境整備による顧客サービスの向上を目指すことに加え、利用者データ等と庫内データを掛け合わせたデータ利活用により、パーソナライズ化されたサービス提供、情報提供による新しい顧客体験を創出します。  （「DX推進への取組みについて」P18）  ➤個人ターゲット顧客層の設定と課題解決機能の強化  【デジタルマーケティングによる  個人ターゲット先・顧客層の抽出】  　具体的な内容として、信用金庫業界におけるデータ集約基盤（しんきんDB）の利用により、当金庫の持つ構造化データ・非構造化データと業界ビックデータの利活用により、EBM（イベント・ベースド・マーケティング）や営業効率分析等、マーケティングの高度化を図り、データ活用による新たな顧客価値を提案していきます。  　（「DX推進への取組みについて」P19） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2021年12月21日　しずおか焼津信用金庫理事会（取締役会に準ずる機関）に以下の議案を付議、上程通り決議。  ・中期経営計画（令和4～6年度）の策定について |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DX推進への取組について　P.9～15  https://cdn.shizuokayaizu-shinkin.co.jp/files/user/images/040830DX.pdf | | 記載内容抜粋 | ➤　本部集中化を含む事務の抜本的見直しやDXを強力に推進してく為、事務集中部内に、「業務改革推進担当」を配置。  ➤　BPR推進にDXを取り入れ、推進力向上、事務効率化を進める為、経営企画部と事務集中部を主担部とした「BPR･DX推進ワーキング」を設置。  ➤　庫内のDX推進に加え、地域の中小企業の皆様の生産性向上に取り組み、デジタルを活かした本業支援に注力する為のDX人材を育成していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DX推進への取組みについて　P.20～21  https://cdn.shizuokayaizu-shinkin.co.jp/files/user/images/040830DX.pdf | | 記載内容抜粋 | ➤　社内イントラネットによる電子報告体制整備を進めることに加え、営業店での通信網整備を進めていく。  ➤　サービスのデジタル化とチャネル増加に加え、ニーズに即した情報提供を実現させるマーケティングのデジタル化についても検討、整備していく。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取組みについて | | 公表日 | 2022年8月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | しずおか焼津信用金庫HPにて公表  https://www.shizuokayaizu-shinkin.co.jp  重要なお知らせ  しずおか焼津信用金庫の「DX推進への取組み」について  DX推進への取組みについて　P.22～23  https://cdn.shizuokayaizu-shinkin.co.jp/files/user/images/040830DX.pdf | | 記載内容抜粋 | DXへの取組に対するKPIを以下の3点に決定。  ・営業活動量（事業先の面談数）  ・効率化（OHRの改善）  ・DX人材育成（推奨資格取得人数） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①2023年　7月28日  ②2024年　7月29日 | | 発信方法 | ①2023年版ディスクロージャー誌について  しずおか焼津信用金庫　2023年3月の現況誌  ごあいさつ　P.3  https://cdn.shizuokayaizu-shinkin.co.jp/files/user/2023年修正用ディスクロ（セキュリティ有）.pdf  ②2024年版ディスクロージャー誌について  しずおか焼津信用金庫　2024年3月の現況誌  ごあいさつ　P.3  https://cdn.shizuokayaizu-shinkin.co.jp/files/topics/2202\_ext\_04\_9.pdf | | 発信内容 | ①理事長メッセージとして、事業概況にDX等を踏まえた事務の抜本的な見直し等への着手を発信。また、事業の展望及び当金庫が対処すべき課題の一つに、デジタル社会への対応、DXの普及をより充実すべきだと考えていることを発信。  ②理事長メッセージとして、事業概況に戦略の推進状況を発信。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、自己診断結果入力サイトにてDX推進指標の自己診断フォーマット提出済（DX推進ポータル受付番号：202309AH00000871） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年2月～継続実施中 | | 実施内容 | 定期的に脆弱性診断を実施しているほか、システムリスク管理規定やサイバーセキュリティインシデント発生時の対応マニュアル等を整備している。情報セキュリティ統括部門である事務部をサイバーセキュリティ統括部門とし、事務部CSIRTを常設し、平常時よりサイバーセキュリティインシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報を収集・分析に加え、金庫システムにおけるリスク評価を実施するとともに、サイバーセキュリティ管理に関する情報収集等によりサイバーセキュリティの態勢整備に努め、関連部署とともにサイバー演習に参加し実効性を高めている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。